

## 若生英俊参考人（前町長）への質問について

平成27年8月12日の特別委員会の報告書で、改選後においても引き続き調査が必要であるとし、申し送りされた下記事項について、若生英俊参考人（前町長）及び説明員（町関係職員）に、数度にわたり質問をした。

今までの調査を踏まえ、改めて、若生英俊参考人に対して、書面にて質問をし、回答を求めたものである。

### 申し送り事項

- ア. 開発指導要綱の果たす役割に関する町当局の認識について
- イ. 開発負担金免除の決定に際して町当局としての総意は反映されたか
- ウ. 開発負担金免除の目的は何だったのか、その目的は達成されたのか
- エ. 今後の開発に際して行政としての公平性担保や信頼回復をどのように進めるのか
- オ. 損害賠償等法的措置も含めた今後の対応についてどのように考えるか
- カ. 三つの重要文書がなぜ紛失したのか究明するとともに、責任の所在を明らかにすることが必要と考える

### 若生英俊参考人への質問項目の回答に対する、調査特別委員会の見解

調査特別委員会からの質問	参考人からの回答	参考人からの回答に対する、調査特別委員会の見解
<p>1. 明石台東地区の宅地開発負担金減免における、総意と決定について（質問項目は下記に）</p>	<p>回答にあたっての、若生英俊参考人からの追加記述</p> <p>※質問項目外補足事項</p> <p>【「開発指導要綱」に定める負担金の法的拘束力】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「開発指導要綱」に定める負担金は、内部ルールにとどまり、外部に対する法的拘束力がなく、義務を課すことができない。</li> <li>・開発負担金に義務を課すには、条例によらねばならないが、条例を制定しても、「実質法的拘束力を持たない」というのが行政法上の通説であり、制定事例もない。</li> </ul>	<p>若生英俊参考人は、開発負担金は実質法的拘束力を持たないなどとしているが調査特別委員会は、開発負担金の免除、減免に至った経緯を調査しているものである。</p> <p>これまでの大型開発行為においては、開発指導要綱に則り事業者から開発負担金を納めていただいております、財政的、諸施策的に、そして、秩序あるまちづくりができてきたことは言うまでもないことであり、誰もが認めることである。また、事業者の事情を考慮し分割での開発負担金納入事例もあった。</p> <p>しかし、明石台東地区の開発行為では開発負担金が、約3億円という大変な金額が免除、減免されていた。過去の事例を見れば今までどおり、開発負担金約3億円を開発事業体に納めていただき、諸施策の推進に活かされたのではないかと考える。</p> <p>この開発負担金の免除、減免がどのような過程で決定されていたか、当時、町長であった若生英俊参考人や説明員（関係職員）がどのように協議し判断したのか、当時の協議内容等を聴取し、解明にあっているものである。</p> <p>若生英俊参考人は、開発負担金は実質法的拘束力を持たないなどとしているが、過去において開発指導要綱に則した大規模開発によって、現在の富谷市街地が形成され、そして本年10月10日、念願の富谷市制施行が実現したことは紛れもない事実である。他自治体の事例を見ても、ほとんどの開発行為において開発指導要綱等に則り実施されていると認識しているところである。</p> <p>そして、現在の開発指導要綱については、後段（2-問-4）で若生英俊参考人も、「現に「開発指導要綱」があり、今後の開発案件に対する影響はないと考えます。」と回答しており、若生英俊参考人も開発指導要綱に不備はないと認識していると思われる。</p> <p>開発指導要綱の果たす役割に関する町当局の認識について、平成27年10月7日第3回定例会で若生英俊議員の一般質問に対し若生裕俊町長は、「町がさまざまな施設を整備するために開発指導要綱の果たした役割は大変大きく、指導要綱に基づく開発負担金があることによって本町では都市計画税を課すことがなかったと認識している。また、本町は今後も人口が増加すると推計されている数少ない町であり、今後も多くの開発が行われると考えられます。新たな開発区域の中に良好な公共公益施設を整備することは、新たな住民や企業にとって重要であるとともに開発にとってもメリットが大きいと考えられますので、今後も開発者にご協力をいただき開発指導要綱を遵守していきたいと考えています。」と答弁している。繰り返しになるが、開発指導要綱をもって市が大規模開発に対応してきたことは、財政的にも、諸施策においても、そして秩序あるまちづくりに貢献してきたと言える。</p> <p>しかしそれでも、若生英俊参考人が「実質法的拘束力を持たない」などと、不備であるかのような認識をしているのであれば、何らかの方策をとるべきであった。町長在任中に何もしなかったことは、当時、市制移行を目指し、更なる開発行為を推し進める自治体の最高責任者としての責任の軽薄さ、自覚の欠如を思うところである。</p> <p>そして、今回の質問項目の中の、2-問-4で、今後の開発案件に対する影響についての質問に対し、若生英俊参考人は「現に開発指導要綱があり、今後の開発案件に対する影響はないと考えます。」と回答していることは、矛盾しており言動を疑うものである。</p>

調査特別委員会からの質問	参考人からの回答	参考人からの回答に対する、調査特別委員会の見解
<p>1-問-1 負担金の減免決定が町組織としての総意であると考えますか。</p>	<p>・「総意とは、全体の意思」の語義であるが、開発負担金等免除要望の行政事務執行にあつては、事務方が所掌する課題を抽出し協議検討した結果、支援内容がおおむね妥当であるとの認識を共有したことを総意ととらえています。</p>	<p>総意の語義は、全体の意思であり、全員の意思でもある。だからこそ、開発負担金を約3億円も免除、減免するという過去において前例のない、その後の開発や財政、施策等に多大なる影響を与えかねない、このようなことの決定にあたっては関係部署との協議は当然であり、金額を決める最終決定まで全庁的な総意が必要であると考えます。</p> <p>説明員4人（関係職員）からの聴取によれば職員は協議をしたが、その協議の場で開発負担金の金額が決定されたとの認識はなく、その後、町長から150,000,000円で要望書に対する回答書を持ってこい、と指示されたと述べている。平成27年7月6日に行われた説明員への聴取においても、職員が決定の場に立ち会っていない（趣旨）と述べている。</p> <p>また、開発負担金の金額においても職員は、ある程度の減額は認識していたようではあるが、下水道施設整備負担金、ごみ施設整備負担金について全く取らないことは説明がつかない、せめて半分ぐらいが限度と認識していたようであり、到底、総意とは考えられない。若生英俊参考人が独断で決定したものと考えられる。</p> <p>*以下、説明員（関係職員）への聴取における発言 荒谷敏説明員（聴取 H28/4/26）： ○これは町長の判断によるものですので、私どもは意見ということで、各部の意見を聴取したところでございます。 ○私が結果的に町長から指示されたのは、今回の要望は150,000,000円にします、ということと、あと私から町長に質問したのは、その他この指導要綱は適切に処理されるんですか、ということで、それについては十分各課に言っているから、ということで、私としては、その要望書に対する回答書を作って持ってこい、と言われたので、その部分を執行したとなっております。</p> <p>小野一郎説明員（聴取 H28/4/26）： ○2日と8日と行われたんですけども、それをもってして決定ということには私自身は思っていないと思います。尚且つ、出たのは翌年の6月6日ということで期間がありましたので、かなりの期間の中でそういう話し合いというのは、先程お話したとおり、なかったものですから、8日をもってして全てが決定したとは、私的には思っていないですけども。</p> <p>奥山育男説明員（聴取 H28/4/26）： ○最終的に150,000,000円、こちらの関係は全くゼロといったことについては、決済上の合議はないですね。 ○ただそのときは、全く取らないということはこれまでのやってきた方々に対してもおかしい、説明がつかないだろう、ということで、せめて半分ぐらいが限度なのかな、というところは全体の中ではあったというふうに私も記憶しています。</p> <p>高田浩幸説明員（聴取 H28/4/26）： ○これをゼロにするとか何とか、ということは、そこでは話にはならなかったのかなと認識しております。</p>
<p>1-問-2 関係職員からの聴取によると負担金減免の検討はしたようですが、関係職員全員が「最終決定の場におらず、負担金減免の判断は前町長の独断で決められた（趣旨）」と述べていますが、これについてはどのように考えますか。</p>	<p>・負担金の減免に関する諸課題を関係各課で意見集約し、十分検討したうえで、総合的かつ個別的両面から、政治家たる町長が判断し最終決断しました。</p>	<p>回答で、「政治家たる町長が判断し最終決断しました。」と述べているが、この開発負担金については、これまでの事例や今後に及ぼす影響、要望された開発負担金の免除額の大きさ、財政、施策への影響など、高度な判断を求められたものである。</p> <p>しかし、関係部署は金額の決定に際し立ち会っておらず、町長の独断で決定されたと考えられる。金額の決定において関係職員との総意を得ず、また、議会への説明を行わなかった。これは、この開発負担金免除の重大さを認識できず、政治家として、最高責任者として判断に甘さがあったと考える。</p>

調査特別委員会からの質問	参考人からの回答	参考人からの回答に対する、調査特別委員会の見解
<p>2. 負担金減免について (質問項目は下記に)</p>	<p>回答にあたっての、若生英俊参考人からの追加記述</p> <p>※質問項目外補足事項</p> <p>【減免の背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年、セントラル自動車(株)、東京エレクトロン(株)などの大型企業が相次いで近隣への本社移転決定により、県外から移住する社員家族向けに、優良宅地の供給を宮城県から求められたこと。</li> <li>第6回線引きにおいて、当初、県では居住系の市街化区域編入は認めない方針であったが、大型企業の進出により宅地需要が見込まれることから、優良宅地の造成が例外的に許可される見通しが見えはじめ、区画整理整備事業の準備を進めてきた明石台東土地区画整理事業地が開発規模、居住人口規模から最適地であると判断した。</li> <li>開発が実現すれば人口が増加し、税収の増加にもつながる。</li> <li>造成により都市計画道路宮沢根白石線の550m区間が、開発に合わせて整備されることとなり、将来、泉松陵につながる整備促進が期待できること。</li> <li>開発が実現すれば、2015年国勢調査で5万人超えが確実に見通せること。</li> <li>町の負担が仮に約3億円ととらえた場合でも、市街化区域編入かつ即時編入による造成が可能になれば、町の税収増と、将来発展につながると判断した。</li> </ul> <p>【減免に至る経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者から負担金減免要望が提出され、町長としてこの案件の判断を求められた。</li> <li>負担金減免要望を検討するにあたり、関係各課の意見集約を重ね、開発指導要綱がある中で減免ができるか、過去の減免事例や減免した場合の今後に及ぼす影響、開発指導要綱は寄付行為なので、負担金納付を強制できないのではないか、開発負担金に関する判例での敗訴事例、開発指導要綱の見直しなどの論点が関係各課から出され、検討を重ねた上で、開発負担金免除、水道負担金減免の判断に至った。</li> <li>また、減免自体に違法性はないか、条例に規定はあるか、これまでの減免事例、開発負担金に関する指導要綱の法的拘束力、ゴミと下水道負担金についてこれまで条例化していない理由、訴訟事例など、各論点について多方面にわたって協議検討した。</li> </ul>	<p>若生英俊参考人は、前述で、「造成により都市計画道路宮沢根白石線の550m区間が、開発に合わせて整備されることとなり、将来、泉松陵につながる整備促進が期待できること。」とあるが、現在において、泉松陵までの延伸の計画はなく、具体性のない期待だけをたよとした大変甘い判断であったと言わざるを得ない。</p> <p>また、「開発が実現すれば、2015年国勢調査で5万人超えが確実に見通せること。」としているが、開発事業者からの免除の要望に、町が回答した平成23年6月の前月末の人口は48,416人で、5万人に到達した平成24年12月末の人口は50,038人で、そのうち明石台7丁目の人口は244人であった。また、今年の国勢調査の10月末の人口は52,268人で、そのうち明石台7丁目の人口は959人であった。そして現在、平成28年10月末の人口は52,465人で、そのうち明石台7丁目の人口は996人(注=前出の人口は全て、住民基本台帳による人口)であった。この数字をもって考えると人口増に寄与していることは認められるが、この宅地開発がなければ5万人達成は見通せないとの判断は、やはり見通しが甘く、独断と言わざるを得ない。職員の英知を結集すべく、全庁の総意を持って事業の推進にあたるべきであったと考える。</p> <p>そして、「町の負担が仮に約3億円ととらえた場合でも、市街化区域編入かつ即時編入による造成が可能になれば、町の税収増と、将来発展につながると判断した。」としているが、過去において開発指導要綱に則した大規模開発をしているが、特に開発負担金の免除、減免を行わなくても、継続的な人口の増加があり、秩序あるまちづくりができ、税収増でもあった。過去の事例を見れば、あえて開発負担金を免除、減免する必要はなかったのではないかと考える。若生英俊参考人の述べていることは妥当性がない。</p>

調査特別委員会からの質問	参考人からの回答	参考人からの回答に対する、調査特別委員会の見解
<p>2-問-1 若生英俊参考人は、明石台東地区の開発事業体は「非常に脆弱な事業体、破たんもやむを得ざる様な状況下にあった」(調査特別委員会会議録 28/5/13 P.7)と述べていますが、どうしてそのような事業体と協定をしたのですか。</p>	<p>・地権者で構成する事業主体が具体的な開発計画をもち、事業着手が見込めたことによります。</p>	<p>事業の着手が見込めたとしているが、破たんもやむを得ない様な非常に脆弱な事業体の事業が問題なく最後まで完遂できると判断したようだが、非常に危険な、賭けのような判断であったと考える。 事業の失敗などが少しでも危惧される案件には、慎重の上にも慎重に、堅実な行政運営、事業執行が求められるものである。行政の最高責任者として、認識が希薄で判断が甘いと言わざるを得ない。</p>
<p>2-問-2 事業体に負担金への協力について、交渉する考えはなかったのですか。</p>	<p>・負担金納付は、当初から開発指導要綱にしたがい、協力要請してきました。</p>	<p>「当初から開発指導要綱にしたがい、協力要請してきました。」と回答しているが、それを示す文書や記録がなく、確認できない。 平成22年1月22日付で事業体から免除等の要望書が提出されたことにより、開発負担金については平成22年2月2日と8日に協議された。この2回の協議で、開発負担金のいくらかの免除の方向性は示された。しかし、開発負担金についてはこの2回の協議以外、以前、以後において会議、協議をした文書や記録がない。  *以下、説明員(当時の関係職員)への聴取における発言 荒谷敏説明員(聴取 H28/4/26): ○開発負担金については、以前ご提出した議事録の回数しかないと思います。(調査特別委員会補足説明:第19回土地利用検討部会—平成22年2月2日、第20回土地利用検討部会—平成22年2月8日、の2回)  奥山育男説明員(聴取 H28/4/26): ○この負担金の軽減に対する、私たちが入ったの会議は2回です。</p>
<p>2-問-3 明石台東地区開発より以前に行われてきた開発では、富谷町の開発指導要綱に則り、事業体から負担金は納入されていましたが、明石台東地区の負担金は大幅に減免されました。その理由をお示しください。</p>	<p>以下の理由によります。 ・人口増加により税収の増加につながる事。 ・宮沢根白石線の550m区間が、開発に合わせ整備されることとなり、将来、泉松陵につながる整備促進の効果が見込まれること。 ・開発着手により、2015年国勢調査で市制移行の人口要件である5万人超えが確実に見通せること。</p>	<p>質問大項目「2. 負担金減免について」についての若生英俊参考人からの質問項目外補足事項に対する調査特別委員会の見解と同じ。</p>
<p>2-問-4 明石台東地区の負担金減免が行政の公平性や過去の開発者が市に抱く不信感、またそれが前例となり、今後の開発案件に対する影響についてどのように考えますか。</p>	<p>・現に「開発指導要綱」があり、今後の開発案件に対する影響はないと考えます。</p>	<p>過去の大規模開発に伴う開発負担金は、開発指導要綱に則り納入されている。算出された金額に1円単位が出ても減額されることがなく、全額が納入されている。これまでの事例を見れば、明石台東地区の宅地開発負担金の免除、減免は著しく公平、公正さを欠いたものである。特に、行政は、施策の執行にあたり公平、公正は強く求められるものである。 今後も富谷市は、企業誘致等を進めていくが、この開発負担金免除で開発案件に影響が出る事が予想され、市発展のマイナス要因になるのではと懸念される。</p>
<p>2-問-5 負担金減免によって得られなかった金額(約3億円)は、最終的に町民が負担したと考えられますが、それについてどのように考えますか。</p>	<p>・負担金減免相当額を町の負担ととらえた場合、市街化区域編入かつ即時編入(平成23年5月、造成開始)による造成が可能になったことにより、この額を超える税収増と町の発展につながると考えます。</p>	<p>若生英俊参考人は、町の負担ととらえた場合と回答しているが、町の負担は税での負担ということであり結局は町民一人一人の負担と考えるべきである。 また、過去において開発指導要綱に則した大規模開発をしているが、特に開発負担金の免除、減免を行わなくても、継続的な人口の増加があり、秩序あるまちづくりができ、税収増でもあった。過去の事例を見れば、あえて、開発負担金を免除、減免する必要がなかったと判断でき、若生英俊参考人の述べていることは詭弁を弄していると言えない。</p>
<p>2-問-6 負担金を減免したことによる住民福祉への支障や行政サービスの低下等、町財政への影響についてどのように考えますか。</p>	<p>・人口増、税収増により、将来的に住民福祉の増進、行政サービスの向上につながると考えます。</p>	<p>約3億円もの金額が町に納入されなかったことは事実であり、これを補うために他で得られた税収等が充てられ、その分、行政サービス等への影響は明らかにあると考えるべきである。 税収増については不確かな部分であり、考慮しつつも実績を踏まえた堅実な行政運営を第一義とすべきである。</p>

調査特別委員会からの質問	参考人からの回答	参考人からの回答に対する、調査特別委員会の見解
<p>3. 水資源負担金の納入は条例で定められているもので、事業体に納入義務があります。水資源負担金の減免についての質問 (質問項目は下記に)</p>		
<p>3-問-1 事業体から富谷町に提出された平成22年1月22日付「富谷町明石台東地区の開発支援について(要望)」には、水資源負担金157,204,320円は、「富谷町の指導に準ずる」と明記されています。水資源負担金については、全額支払う意思があったと読み取れます。また、書面による減免要望もありませんでした。そのような中で、水資源負担金を減免したのはどうしてですか。 (水資源負担金の157,204,320円について調査特別委員会補足説明：当初、事業体から提出された開発負担金の免除要望書では、水資源負担金は157,204,320円となっていた。その後の協議で計画戸数の変更があり、水資源負担金は154,744,800円となった。)</p>	<p>・水資源負担金の減免について口頭で要望があり、富谷町給水条例の減免規定にもとづき、4,744,800円を減免しました。</p>	<p>事業体からの要望は、下水道施設整備負担金とごみ施設整備負担金の全額免除で、水資源負担金は、「富谷町の指導に準ずる」としており、水資源負担金の減免は求められていない。 しかし、町は、下水道施設整備負担金210,494,000円、ごみ施設整備負担金77,916,000円の全額免除と、水資源負担金4,744,800円を減免し、約3億円を免除、減免した。 要望されていない水資源負担金の減免について、説明員(関係職員)は協議文書がないことは不適切な処理と言わざるを得ないと発言しており、過大な行き過ぎた負担軽減行為であると断ずる。 若生英俊参考人への聴取(H28/6/21)で、委員からの「いくら減免していただきたい、という話はあったのか」との質問に若生英俊参考人は、「具体的にいくらという数字はなかったと思います」と回答している。再び、委員から「いくらという数字がないにも関わらず、最終的には町長の判断で、この4,744,800円を減免したということの理解でいいか」との質問に若生英俊参考人は、「大方としてはそのとおりです。」と回答している。 また、水資源負担金の減免を事業体から口頭で要望があったことを示す文書も記録もない。そして、説明員(関係職員)に聴取したところ、この減免の要望を事業体から聞いた説明員はいなかった。水資源負担金150,000,000円は、当時、町長であった若生英俊参考人が独断で決定したものと断定する。 富谷市行政手続条例の第1条に、「行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り」とある。 文書によらず、口頭でのやり取りは事業の執行において市民に明確な説明ができない。行政運営における公正の確保と透明性を著しく阻害するもので、行政運営の最高責任者として厳に戒むべき行為であり、看過できない。このことだけをもってしても、断じて許されるものではない。  *以下、説明員(関係職員)への聴取における発言 石川康一説明員(聴取H27/12/7): 事務処理の中で当時の経過内容から書類を全部見たんですけども、減免申請等の書類がないというふうなことで、正直に言いますと不適切な事務処理というふうに言わざるを得ないんですけども、現時点では残っている資料にはそういった減免申請から、あとはそれに対する減免の通知というような流れの書類は残っていないというような状況でございます。  富谷市行政手続条例(平成8年12月26日 条例第18号) 第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)第38条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p>
<p>3-問-2 「富谷町水道事業開発負担金取扱規程 第16条 町長は、開発等行為で特に必要と認めた場合は、別に定めるところにより開発負担金の一部を免除し、又は軽減することができる。」とありますが、「別に定めるところ」としたものが示されていない中での減免は、妥当性がないと考えます。それについてどのように考えますか。</p>	<p>・減免できることを包括規定したものであり、減免と減免額に違法性はなく適正と考えます。</p>	<p>取扱規程に「別に定めるところ」と明記されており、法令順守を第一の旨とする行政の最高責任者が、それが示されていない中での減免は規程を反故にし、正規の手続きを著しく逸脱した行為は、到底、適正とは言えず、断じて許されるものではない。地方公共団体の事業の執行には、絶対あってはならぬことである。</p>

調査特別委員会からの質問	参考人からの回答	参考人からの回答に対する、調査特別委員会の見解
<p>3-問-3 書面による減免要望がなかった水資源負担金157,204,320円を、150,000,000円とした、その決定過程と理由をお示してください。 (水資源負担金の157,204,320円について調査特別委員会補足説明：当初、事業体から提出された開発負担金の免除要望書では、水資源負担金は157,204,320円となっていた。その後の協議で計画戸数の変更があり、水資源負担金は154,744,800円となった。)</p>	<p>・口頭での要望があり、富谷町給水条例の減免規定にもとづき、総額154,744,800円のうち、4,744,800円を減免しました。</p>	<p>3-問-1の調査特別委員会の見解に同じ</p>
<p>4. 負担金減免に関する文書の紛失について (質問項目は下記に)</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>4-問-1 負担金減免に関する文書の一部が紛失しています。文書紛失において、最高責任者である首長の責任は重いと考えます。当時、町長であった若生英俊参考人は、紛失について、市民へ説明と謝罪をするべきと考えますが、それについてどのように考えますか。</p>	<p>・文書管理は、第一義的には担当職員が責を負うべきものであり、町長を退任した現時点では、引き続き紛失文書の回復に努めるべきと考えます。</p>	<p>開発負担金の協議経過や金額の決定に至った経緯を示す会議録も無く、書類も紛失している。会議録の不備、文書の紛失が開発負担金決定の経緯の解明に至らなかった理由の一つでもある。参考人や説明員への聴取が数度に及び多くの時間を要することとなった。 若生英俊参考人は、当時、町長として文書管理の最高責任者であり自覚に欠けていると思わざるを得ない。</p>
<p>5. 明石台東地区開発に伴う「宅地開発負担金」に関する調査特別委員会について (質問項目は下記に)</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>5-問-1 この負担金減免については新聞にも掲載され、また、議会報告会等で市民から意見が寄せられています。市民は、負担金減免決定に納得できる説明を求めています。若生英俊参考人は当時、町長として負担金の減免を決定・実施されました。当調査特別委員会において、市民が大きな関心を持っている負担金減免について検証・究明することを、現在議員という立場では、どのように考えますか。</p>	<p>・調査特別委員会の調査に協力する考えで臨んでおります。</p>	<p>若生英俊参考人は、「調査特別委員会の調査に協力する考えで臨んでおります。」としているが、6-問-1で、当時、なぜ説明をしなかったのかと質問をしているが、明解な回答がなく自己弁護に終始している。他のことを述べ、調査特別委員会の質問に真摯に答えているとは思えない。</p>

調査特別委員会からの質問	参考人からの回答	参考人からの回答に対する、調査特別委員会の見解
6. 市民への説明責任について (質問項目は下記に)		
6-問-1 高額な負担金の減免について、当時、町民と議会への説明はあって然るべきもので、これについて若生英俊参考人は、「説明に対して、大事なものを欠落してしまったという認識を、今、持っています」(調査特別委員会 会議録 28/5/13 P.26)と述べています。説明をしなかったことについては、どのように考えますか。	<p>・説明がなかったとの指摘は事実ではありますが、減免するに至った背景や経緯等から、町長としての裁量の範囲内で違法性のない行政行為であることについてご理解をいただきたいと考えます。</p>	<p>調査特別委員会は、当時、なぜ説明をしなかったのかと質問をしているが明解な回答がない。そもそも、開発負担金を免除、減額するにあたりその時に議会に説明をするべきであった。開発負担金の免除、減免はその後のまちづくりや、財政等に多大な影響が予想され、また、免除、減免額も約3億円と大変大きいもので、説明をしなかったことは到底、理解、納得できるものではない。説明責任を果たしていない。</p> <p>説明を行っていれば、全庁にわたっての共有や市民への説明もでき、調査特別委員会は設置されることはなかったのではないかと考える。</p> <p>若生英俊参考人は、「開発指導要綱」に定める負担金は、内部ルールにとどまり、外部に対する法的拘束力がなく、義務を課すことができない。開発負担金に義務を課すには、条例によらねばならないが、条例を制定しても、「実質法的拘束力を持たない」というのが行政法上の通説であり、制定事例もない」としている。</p> <p>開発負担金は実質法的拘束力を持たないと認識しておきながら、2-問-4で今後の開発案件に対する影響についての質問に対して、若生英俊参考人は、「現に「開発指導要綱」があり、今後の開発案件に対する影響はないと考えます。」と回答している。これは、全く矛盾していると言わざるを得ない。言動を疑うものである。</p> <p>「町長としての裁量の範囲内で違法性のない行政行為であることについてご理解をいただきたい」と言っても、到底、理解できるものではない。</p>
6-問-2 負担金減免について、市民に対し説明責任を果たすことに若生英俊参考人は「それは何らやぶさかではありません」(当調査特別委員会 会議録 28/5/13 P.10)と述べられています。市民への説明をどのように考えますか。	<p>・説明の機会があれば、何らやぶさかではありません。</p>	<p>「説明の機会があれば、何らやぶさかではありません。」との回答は余りにも受け身であり、当時の行政執行の最高責任者として真に市民に対しての説明責任を果たさなければならない、との強い意志が感じられない。</p> <p>開発負担金の免除、減免は不適切な処理によって決定されたことは明らかであり、若生英俊参考人は、説明並びに謝罪を、自ら、市民に向かって行い真摯に説明責任を果たすべきである。</p>